

施設基準届出一覧（令和6年11月1日現在）

基本診療料の施設基準届出承認事項

- ・ 情報通信機器を用いた診療に係る基準
- ・ 医療DX推進体制整備加算
- ・ 地域歯科診療支援病院歯科初診料
- ・ 歯科外来診療医療安全対策加算2
- ・ 歯科外来診療感染対策加算4
- ・ 歯科診療特別対応連携加算
- ・ 急性期一般入院料1
- ・ 結核病棟7対1入院基本料
- ・ 急性期充実体制加算1
- ・ 救急医療管理加算
- ・ 超急性期脳卒中加算
- ・ 診療録管理体制加算1
- ・ 医師事務作業補助体制加算1（15対1）
- ・ 急性期看護補助体制加算（25対1）
- ・ 看護職員夜間配置加算1（12対1）
- ・ 療養環境加算
- ・ 重症者等療養環境特別加算
- ・ 無菌治療室管理加算1、2
- ・ 放射線治療病室管理加算（治療用放射性同位元素による治療の場合）
- ・ 栄養サポートチーム加算
- ・ 医療安全対策加算1
- ・ 感染対策向上加算1
- ・ 患者サポート体制充実加算
- ・ 重症患者初期支援充実加算
- ・ 報告書管理体制加算
- ・ 褥瘡ハイリスク患者ケア加算
- ・ ハイリスク妊娠管理加算
- ・ ハイリスク分娩管理加算
- ・ 呼吸ケアチーム加算
- ・ 後発医薬品使用体制加算1
- ・ 病棟薬剤業務実施加算1
- ・ データ提出加算2及び4
- ・ 入退院支援加算1、3
- ・ 認知症ケア加算1
- ・ せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・ 排尿自立支援加算
- ・ 地域医療体制確保加算
- ・ 救命救急入院料3
- ・ 特定集中治療室管理料2
- ・ ハイケアユニット入院医療管理料1
- ・ 新生児特定集中治療室管理料2
- ・ 小児入院医療管理料3
- ・ 緩和ケア病棟入院料2
- ・ 短期滞在手術等基本料1

特掲診療料の施設基準届出承認事項

- ・ 心臓ペースメーカー指導管理料の注5に規定する遠隔モニタリング加算
- ・ 糖尿病合併症管理料
- ・ がん性疼痛緩和指導管理料
- ・ がん患者指導管理料イ、ロ、ハ、ニ
- ・ 移植後患者指導管理料（造血幹細胞移植後）
- ・ 糖尿病透析予防指導管理料
- ・ 小児鎮静下MRI撮影加算
- ・ 頭部MRI撮影加算
- ・ 全身MRI撮影加算
- ・ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- ・ 外来化学療法加算1
- ・ 無菌製剤処理料
- ・ 心大血管疾患リハビリテーション料（I）
- ・ 両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術（経静脈電極の場合）及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術（経静脈電極の場合）
- ・ 大動脈バルーンパンピング法（IABP法）
- ・ 腹腔鏡下リンパ節群郭清術（側方）
- ・ 腹腔鏡下胃切除術（単純切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下胃切除術（悪性腫瘍

- ・乳腺炎重症化予防ケア・指導料
- ・婦人科特定疾患治療管理料
- ・一般不妊治療管理料
- ・生殖補助医療管理料 1
- ・二次性骨折予防継続管理料 1、 3
- ・下肢創傷処置管理料
- ・院内トリアージ実施料
- ・外来放射線照射診療料
- ・外来腫瘍化学療法診療料 1 ・連携充実加算
- ・ニコチン依存症管理料
- ・療養・就労両立支援指導料の注 3 に規定する相談支援加算
- ・開放型病院共同指導料（Ⅱ）
- ・がん治療連携計画策定料
- ・外来排尿自立指導料
- ・ハイリスク妊産婦連携指導料 1
- ・肝炎インターフェロン治療計画料
- ・薬剤管理指導料
- ・医療機器安全管理料 1、 2
- ・医療機器安全管理料（歯科）
- ・歯科治療時医療管理料
- ・救急搬送診療料の注 4 に規定する重症患者搬送加算
- ・救急患者連携搬送料
- ・在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注 2
- ・在宅酸素療法指導管理料の注 2 に規定する遠隔モニタリング加算
- ・在宅腫瘍治療電場療法指導管理料
- ・在宅経肛門的自己洗腸指導管理料
- ・持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動する持
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・がん患者リハビリテーション料
- ・リンパ浮腫複合的治療料
- ・歯科口腔リハビリテーション料 2
- ・静脈圧迫処置（慢性静脈不全に対するもの）
- ・人工腎臓（慢性維持透析を行った場合 1） ・導入期加算 1
- ・透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- ・ストーマ合併症加算
- ・手術用顕微鏡加算
- ・CAD／CAM冠及びCAD／CAMインレー
- ・緊急整復固定加算及び緊急挿入加算
- ・骨移植術（軟骨移植術を含む。）（自家培養軟骨移植術に限る。）
- ・椎間板内酵素注入療法
- ・緊急穿頭血腫除去術
- ・内視鏡下脳腫瘍生検術及び内視鏡下脳腫瘍摘出術
- ・脳刺激装置植込術及び脳刺激装置交換術
- ・脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
- ・癒着性脊髄くも膜炎手術（脊髄くも膜剥離操作を行うもの）
- ・緑内障手術（緑内障治療用インプラント挿入術（プレートのあるもの））
- ・緑内障手術（流出路再建術（眼内法）及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術）
- ・緑内障手術（濾過胞再建術（needle法））
- ・鏡視下咽頭悪性腫瘍手術（軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。）
- 手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））
- ・腹腔鏡下噴門側胃切除術（単純切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下噴門側胃切除術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））
- ・腹腔鏡下胃全摘術（単純全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下胃全摘術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））
- ・バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術
- ・腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術（胆嚢床切除を伴うもの）
- ・胆管悪性腫瘍手術（臍頭十二指腸切除及び肝切除（葉以上）を伴うものに限る。）
- ・腹腔鏡下肝切除術
- ・腹腔鏡下膵腫瘍摘出術
- ・腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合を除く）
- ・早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
- ・腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・腹腔鏡下直腸切除・切断術（切除術、低位前方切除術及び切断術に限る。）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）及び腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
- ・膀胱水圧拡張術及びハンナ型間質性膀胱炎手術（経尿道）
- ・腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術
- ・精巣内精子採取術
- ・腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）

- ・ 続血糖測定器を用いる場合) 及び皮下連続式グルコース測定
- ・ 遺伝学的検査の注1に規定する基準
- ・ 染色体検査の注2に規定する基準
- ・ B R C A 1 / 2 遺伝子検査
- ・ がんゲノムプロファイリング検査
- ・ 先天性代謝異常症検査
- ・ H P V 核酸検出及びH P V核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)
- ・ ウイルス・細菌核酸多項目同時検出
- ・ 検体検査管理加算(Ⅰ)、(Ⅱ)
- ・ 遺伝カウンセリング加算
- ・ 遺伝性腫瘍カウンセリング加算
- ・ 心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算
- ・ 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- ・ 胎児心エコー法
- ・ ヘッドアップティルト試験
- ・ 脳波検査判断料1
- ・ 神経学的検査
- ・ ロービジョン検査判断料
- ・ 小児食物アレルギー負荷検査
- ・ 内服・点滴誘発試験
- ・ 経頸静脈的肝生検
- ・ 前立腺針生検法(M R I 撮影及び超音波検査融合画像によるもの)
- ・ C T 透視下気管支鏡検査加算
- ・ 口腔細菌定量検査
- ・ 画像診断管理加算1、2、3
- ・ ポジトロン断層撮影
- ・ ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影
- ・ 上顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)(歯科)、
下顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)(歯科)
- ・ 乳癌センチネルリンパ節加算1及びセンチネルリンパ節生検(併用)
- ・ 乳癌センチネルリンパ節加算2及びセンチネルリンパ節生検(単独)
- ・ 胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・ 胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・ 胸腔鏡下肺切除術(区域切除及び肺葉切除術又は1肺葉を超えるもので内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・ 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(区域切除で内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・ 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(肺葉切除又は1肺葉を超えるもので内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・ 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(気管支形成を伴う肺切除)
- ・ 胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・ 食道縫合術(穿孔、損傷)(内視鏡によるもの)、内視鏡下胃、
十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、
小腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、結腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、
腎(腎盂)腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、尿管腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、
膀胱腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、腔腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)
- ・ 経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)
- ・ 胸腔鏡下弁形成術 ・ 胸腔鏡下弁置換術
- ・ 不整脈手術 左心耳閉鎖術(胸腔鏡下によるもの)
- ・ 磁気ナビゲーション加算
- ・ 経皮的中隔心筋焼灼術
- ・ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ・ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術(リ-
- ・ 腹腔鏡下腔式子宮全摘術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・ 腹腔鏡下子宮瘢痕部修復術
- ・ 体外式膜型人工肺管理料
- ・ 医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術
- ・ 医科点数表第2章第10部手術の通則の19に掲げる手術
- ・ 輸血管管理料Ⅰ ・ 輸血適正使用加算
- ・ 自己クリオプレシピテート作製術(用手法)
- ・ 同種クリオプレシピテート作製術
- ・ 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- ・ 歯周組織再生誘導手術
- ・ 広範囲顎骨支持型装置埋入手術
- ・ 歯根端切除手術の注3
- ・ 麻酔管理料(Ⅰ)、(Ⅱ)
- ・ 放射線治療専任加算
- ・ 外来放射線治療加算
- ・ 高エネルギー放射線治療
- ・ 一回線量増加加算
- ・ 強度変調放射線治療(I M R T)
- ・ 画像誘導放射線治療(I G R T)
- ・ 体外照射呼吸性移動対策加算
- ・ 定位放射線治療
- ・ 定位放射線治療呼吸性移動対策加算
- ・ 病理診断管理加算2
- ・ 悪性腫瘍病理組織標本加算
- ・ 口腔病理診断管理加算2
- ・ クラウン・ブリッジ維持管理料
- ・ 看護職員処遇改善評価料70

- ・ C T 撮影及び M R I 撮影
- ・ 冠動脈 C T 撮影加算
- ・ 血流予備量比コンピューター断層撮影
- ・ 外傷全身 C T 加算
- ・ 心臓 M R I 撮影加算
- ・ 乳房 M R I 撮影加算

- ドレスペースメーカー)
- ・ 両心室ペースメーカー移植術（経静脈電極の場合）及び両心室ペースメーカー交換術（経静脈電極の場合）
- ・ 植込型除細動器移植術（経静脈リードを用いるもの又は皮下植込型リードを用いるもの）、植込型除細動器交換術（その他のもの）及び経静脈電極抜去術

- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（ I ）
- ・ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（ I ）
- ・ 入院ベースアップ評価料
- ・ 入院時食事療養（ I ）

先進医療の施設基準届出承認事項（非課税）

- ・ タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養(23,000円)
- ・ 子宮内膜受容能検査 1 (110,000円)
- ・ 子宮内細菌叢検査 1 (64,000円)
- ・ 子宮内細菌叢検査 2 (42,000円)